

令和5年10月

お客様各位

福島県商工信用組合

当組合のインボイス制度への対応について

平素は当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和5年10月よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されました。

当組合は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客様からお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当組合が発行する適格請求書(インボイス)に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は顧問税理士等にお問い合わせください。

お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当組合の適格請求書発行事業者登録番号:T4-3800-0500-2512

● 窓口でお支払いいただいた各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料(振込手数料、再発行手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの記載要件を満たした『領収書』を発行いたします。

● 口座振替手数料、インターネットバンキング等手数料、その他各種手数料について

インボイスの記載要件を満たした『インボイス通知書』を発行いたします。発行を希望されるお客様は窓口までお申し出いただき、『通知書発行申込書』のご提出をお願いいたします。

また、定例発行は出来ませんので、ご依頼の都度、ご提出をお願いいたします。

● ATMのご利用手数料

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

従いまして、ATMから出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。